

水道料金、下水道使用料のあり方について

答 申 書 (案)

令和5年10月3日

一宮市水道料金等審議会

目 次

はじめに	1
1 答申	2
2 水道料金の改定について	3
(1) 料金算定期間	3
(2) 料金改定	3
(3) 料金体系	3
3 下水道使用料の改定について	6
(1) 使用料算定期間	6
(2) 使用料改定	6
(3) 使用料体系	6
4 附帯意見	9
審議会委員名簿	10
審議経過	11

はじめに

水道事業は、市民の快適な生活環境を支える重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を安定的に供給するための事業である。

一宮市の水道料金は平成19年4月に市町村合併以前の旧2市1町の区域ごとに設定されていた水道料金を統合して以来、長期間にわたって据え置かれ、愛知県内各市町と比較しても安価である。

令和5年3月に改訂された「一宮市上下水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）より、一宮市の水道事業の基本理念「命の水を未来へ引き継ぐ一宮の水道」の実現に向け、水道施設等の中長期的な更新計画と財政収支見通しを考慮し、安定的な水道事業経営を実現するため、経営基盤の強化がより一層求められている。

下水道事業は、汚水を排除することで生活環境を改善するほか、雨水による浸水の防除、河川などの公共用水域の水質の保全など、快適な市民生活のために重要な役割を担っている。

一宮市の下水道使用料は、一般区域は平成29年度、特定区域は平成21年度に使用料改定を行っているが、愛知県内各市町と比較しても安価である。

「経営戦略」より、一宮市の下水道事業の基本理念「いつまでも守り続ける循環のみち一宮の下水道」の実現に向け、下水道施設等の中長期的な整備、更新計画と財政収支見通しを考慮し、安定的な下水道事業経営を実現するため、経営基盤の強化がより一層求められている。

令和5年7月19日に一宮市水道事業等管理者より「水道料金、下水道使用料のあり方について」の諮問があり、それに対して、本審議会では一宮市の水道事業、下水道事業の現状及び将来の見通しなどに関する様々な資料に基づき、使用者に急激な負担増が生じないように配慮しつつ、経営の安定化を目指した水道料金、下水道使用料について慎重な審議を重ねた。

ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

1 答申

一宮市の水道事業は、全国平均よりも老朽化した配水管の割合が高く、愛知県内平均よりも基幹管路の耐震化率が低いことから、予期せぬ施設の破損や水道管の漏水量の増加、大規模災害時には水道事業が機能不全に陥る可能性が高い状況にあるため、水道施設の更新需要が増加していくことが見込まれる。その一方、人口は年々減少傾向であるため給水収益が減少していくことが見込まれることから、早晩、収支の均衡を保つことが難しい状況になると予測される。

下水道事業では、整備計画を見直し投資額の抑制を図っているものの、全国平均よりも施設の老朽化が進んでいるため改修費用がかかることが見込まれる中、さらに、下水道区域の拡大時に借入をした多額の企業債の償還をしていく必要がある。加えて、汚水処理費用に対して十分な使用料収入が得られておらず、整備区域外の市民が負担する税金も財源に含む多額の一般会計からの基準外繰入金によって経営を維持している状況から、早晩、事業運営に支障をきたす事態になることが予測される。

こうした状況を総合的に勘案すると、本審議会は人員の削減や業務委託、組織機構の見直しなど、経費の削減や下水道の水洗化率の向上の取り組みを継続することが前提となるが、将来の更新投資等に対しても安定して水道、下水道サービスが供給できるよう、財政基盤の強化及び事業の持続に資することができる料金、使用料体系を構築することが必要である。地域経済や市民生活への影響を踏まえ、使用者に急激な負担増が生じないように、次の「水道料金の改定について」「下水道使用料の改定について」のとおり改定するのが妥当であると判断した。

2 水道料金の改定について

(1) 料金算定期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とする。

(2) 料金改定

令和6年度(2024年度)に基本料金は一律7%、従量料金は臨時用を除き一律15円の増額とする。

臨時用従量料金を一律102円の増額とする。

(3) 料金体系

①基本料金と従量料金の割合

基本料金は、使用水量の有無に関わりなく発生する固定費(料金徴収経費や水道施設の減価償却費など)を賄うものである。従量料金は、使用水量に応じて単位水量当たりの価格により賦課されるものである。現在も基本料金と従量料金(基本水量からの超過料金)からなる二部料金制を採用しているが、固定費すべてを基本料金で徴収することは市民生活への影響が大きいため、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領を参考に施設の利用状況に応じて固定費の一部を従量料金に配賦している。

今後の使用水量の減少見込みや更新需要を考慮すると、経営基盤の安定には基本料金の割合を高めることが適当である。一方、基本料金の割合、金額の激変は使用水量の少ない一般家庭などの料金が高額になることから、徐々に基本料金の割合を高めていくことが現実的であると判断した。

②基本水量

これまでの料金体系には、公衆衛生の向上、生活環境の改善の観点から、一般用の使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保し、料金の低減を図るために1か月あたり10立方メートル、公衆浴場用の使用者に対しては1か月あたり100立方メートルの基本水量を導入している。

水道施設の整備が完了し、導入の目的を達成している状況、負担の公平性の面から基本水量制を廃止することが適当であると判断した。

③従量料金の逦増度

これまでの料金体系には、従量料金に、使用水量の増加に応じて料金単価が高くなる逦増制を採用している。今後の使用水量の減少により、1世帯あたりの使用水量が減少し、高い従量料金単価の水量帯が減少し、低い従量料金単価の水量帯の割合が増加する見込みから、経営基盤

の安定には逓増度を縮小することが適当である。一方、一律の従量料金の導入や逓増度の激変措置は、これまで基本水量、低い従量料金単価の水量の使用をしてきた一般家庭の料金への影響が大きいことから、従量料金を一律の額で改定することで、逓増度の拡大を抑制することが適当であると判断した。

④用途別の料金体系

現状では一般用、公衆浴場用、臨時用の3つの料金体系を設定している。公衆浴場用については公衆衛生の向上に寄与する面から一般用に比べて低廉な料金を設定している。臨時用については建設現場などの一時的な利用から従量料金のみ設定している。用途別それぞれの目的から、現状の設定は継続して採用し、臨時用の従量料金を一般用の従量料金の最高単価とすることが適当であると判断した。

現行の水道料金体系

(1使用月につき：消費税を含まず)

メーターの口径/用途	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	
13ミリメートル	606円	(基本水量) 1~10立方メートル	0円
20ミリメートル	611円	11~25立方メートル	114円
25ミリメートル	977円	26~50立方メートル	173円
30ミリメートル	1,465円	51~100立方メートル	229円
40ミリメートル	2,930円	101立方メートル~	287円
50ミリメートル	4,102円		
75ミリメートル	10,255円		
100ミリメートル	17,433円		
公衆浴場用	3,739円		
		101立方メートル~	135円
臨時用	0円		200円

令和6年度以降の水道料金体系

(1使用月につき：消費税を含まず)

メーターの口径/用途	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)	
13ミリメートル	648円	1~10立方メートル	15円
20ミリメートル	654円	11~25立方メートル	129円
25ミリメートル	1,045円	26~50立方メートル	188円
30ミリメートル	1,568円	51~100立方メートル	244円
40ミリメートル	3,135円	101立方メートル~	302円
50ミリメートル	4,389円		
75ミリメートル	10,973円		
100ミリメートル	18,653円		
公衆浴場用	4,001円		
		101立方メートル~	150円
臨時用	0円		302円

3 下水道使用料の改定について

(1) 使用料算定期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とする。

(2) 使用料改定

①一般用・家事用

基本使用料は令和6年度(2024年度)に25%、令和8年度(2026年度)でさらに20%の増、従量使用料は令和6年度(2024年度)に一律18円、令和8年度(2026年度)にさらに一律15円の増額とする。

②公衆浴場用

基本使用料は令和6年度(2024年度)に10%、令和8年度(2026年度)にさらに5%の増、従量使用料は令和6年度(2024年度)に一律7円、令和8年度(2026年度)にさらに一律4円の増額として、基本水量を廃止とする。

③臨時用

従量使用料を令和6年度(2024年度)に19%(24円)、令和8年度(2026年度)にさらに10%(15円)の増額とする。

④工場廃液用

従量使用料を令和6年度(2024年度)に15%(19円)、令和8年度(2026年度)にさらに10%(15円)の増額とする。

⑤事業用

従量使用料を令和6年度(2024年度)に25%(23円)、令和8年度(2026年度)にさらに20%(22円)の増額とする。

(3) 使用料体系

①基本使用料と従量使用料の割合

基本使用料は、使用水量の有無に関わりなく発生する固定費(使用料徴収経費や下水道施設の減価償却費など)を賄うものである。従量使用料は、使用水量に応じて単位水量当たりの価格により賦課されるものである。現在も基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を採用しているが、固定費すべてを基本使用料で徴収することは市民生活への影響が大きいため、公

益社団法人日本下水道協会の下水道使用料算定の基本的な考え方を参考に施設の利用状況に応じて固定費の一部を従量料金に配賦している。

今後、家庭での使用水量が減少する見込みであることや更新需要を考慮すると、経営基盤の安定には基本使用料の割合を高めることが適当である。一方、基本使用料の割合、金額の激変は使用水量の少ない一般家庭などの使用料が高額になること、下水道への接続率が十分でないことから、徐々に基本使用料の割合を高めていくことが現実的であると判断した。

②基本水量

現状公衆浴場用のみ、1か月あたり200立方メートルの基本水量が設定されている。

水道の料金体系において基本水量を廃止すること、一般用の使用料体系から基本水量を廃止していること（平成29年度の使用料改定にて廃止）から、下水道使用料体系における公衆浴場の基本水量を廃止することが適当であると判断した。

③従量使用料の逡増度

これまでの使用料体系には、従量使用料に、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる逡増制を採用している。今後の家庭での使用水量が減少することにより、高い従量使用料単価の水量帯が減少し、低い従量使用料単価の水量帯の割合が増加する見込みから、経営基盤の安定には逡増度を縮小することが適当である。一方、一律の従量使用料の導入や逡増度の激変措置は、これまで基本水量、低い従量使用料単価の水量の使用をしてきた一般家庭の使用料への影響が大きいことから、従量使用料を一律に改定することで、逡増度の拡大を抑制することが適当であると判断した。

④用途別の使用料体系

下水道事業の成り立ちから、区域ごと、用途別に、（一般区域）一般用、公衆浴場用、臨時用、工場廃液用、（特定区域）家事用、事業用の6つの使用料体系を設定している。公衆浴場用については公衆衛生の向上に寄与する面から一般用に比べて低廉な使用料を設定している。臨時用については建設現場などの一時的な利用から従量使用料のみ設定している。用途別それぞれの目的から現状の設定は継続して採用しつつ、将来において単独公共下水道を愛知県の流域下水道へ統合し同様の汚水処理が行われるようになる予定から、工場廃液用と事業用の従量使用料の差を縮小させること、臨時用の従量使用料を一般用の従量使用料の最高単価とすることが適当であると判断した。

現行の下水道使用料体系

(1) 一般区域公共下水道

(1使用月につき：消費税を含まず)

用途	基本使用料	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
一般用	596円	1～10立方メートル	8円
		11～25立方メートル	116円
		26～50立方メートル	127円
		51立方メートル～	132円
公衆浴場用	6,067円	(基本水量) 1～200立方メートル	0円
		201立方メートル～	65円
臨時用	0円		126円
工場廃液用	0円		126円

(2) 特定区域公共下水道

(1使用月につき：消費税を含まず)

用途	基本使用料	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
家事用	596円	1～10立方メートル	8円
		11～25立方メートル	116円
		26～50立方メートル	127円
		51立方メートル～	132円
事業用	0円		90円

令和6年度から令和7年度の下水道使用料体系

(1) 一般区域公共下水道

(1使用月につき：消費税を含まず)

用途	基本使用料	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
一般用	745円	1～10立方メートル	26円
		11～25立方メートル	134円
		26～50立方メートル	145円
		51立方メートル～	150円
公衆浴場用	6,674円	1～200立方メートル	7円
		201立方メートル～	72円
臨時用	0円		150円
工場廃液用	0円		145円

(2) 特定区域公共下水道

(1使用月につき：消費税を含まず)

用途	基本使用料	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
家事用	745円	1～10立方メートル	26円
		11～25立方メートル	134円
		26～50立方メートル	145円
		51立方メートル～	150円
事業用	0円		113円

令和8年度以降の下水道使用料体系

(1) 一般区域公共下水道

(1使用月につき：消費税を含まず)

用途	基本使用料	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
一般用	894円	1～10立方メートル	41円
		11～25立方メートル	149円
		26～50立方メートル	160円
		51立方メートル～	165円
公衆浴場用	7,008円	1～200立方メートル	11円
		201立方メートル～	76円
臨時用	0円		165円
工場廃液用	0円		160円

(2) 特定区域公共下水道

(1使用月につき：消費税を含まず)

用途	基本使用料	従量使用料 (1立方メートルにつき)	
家事用	894円	1～10立方メートル	41円
		11～25立方メートル	149円
		26～50立方メートル	160円
		51立方メートル～	165円
事業用	0円		135円

4 附帯意見

- (1) 水道事業、下水道事業経営の合理化、効率化など、一層の経営改善に取り組み、経営の安定化、健全化に努めること。
- (2) 下水道の供用開始区域において、下水道に接続している世帯の割合が70%程度と低く推移しているため、早期に接続されるよう積極的に働きかけること。
- (3) 経営基盤の安定化に向けて、水道料金のうち基本料金、下水道使用料のうち基本使用料の割合を高めること。
- (4) 一宮市上下水道事業経営戦略を基に投資とのバランスがとれた水道事業、下水道事業経営に努めるとともに、一般会計からの繰入金に依存する経営体質の改善を進めること。
- (5) 本改定案は大幅な負担増を使用者に求めることから、小幅の改定を進めるといった手法も検討すること。
- (6) 水道料金・下水道使用料改定にあたっては、容易に理解が得られるものでないことを十分に認識し、現状や必要性などをわかりやすく知らせ、十分なコミュニケーションをとって納得いただけるように努めること。